

一般社団法人アーティストコモンズ 会員規約

第1章 総則

第1条 (会員規約)

一般社団法人アーティストコモンズ（以下、「当法人」という。）は、以下の通り、会員規約（以下、「本規約」という。）を定め、第5条に定める会員に対して適用されるものとする。

第2条 (会員規約の範囲)

当法人のホームページ上への掲載、電子メールの送信、書面の送付等その他当法人が適切と判断する方法により、当法人が通知する会員規約以外の諸規定も、本規約の一部を構成するものとする。

第3条 (会員規約の変更)

当法人は、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとする。この場合、変更後の規約を当法人が適切と判断する方法で告知するものとし、告知の時点で変更の効力が生ずるものとする。

第4条 (用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとする。

(1) アーティストコモンズ ID (AC-ID)

ミュージシャンやタレント、俳優、芸人、スポーツ選手など(以降、アーティストと総称する)毎に発行された一意に識別可能な ID のこと。

(2) API 仕様

当法人が策定した AC-ID を介して、様々なサービス連携を可能とする API 仕様のこと。

(3) 外部 Indexer サーバー

連携する様々なサービスの中から、AC-ID をキーにして目的のアーティストの検索を行うサーバーのこと。当法人が自ら運用する場合に対して、会員が運用する場合を外部 Indexer サーバーと呼ぶ。

(4) API ライセンスキー

外部 Indexer への情報提供、外部 Indexer から情報取得する際に、当法人の会員であることを照合するために必要なキーのこと。

(5) API 変換プログラム

会員が、外部 Indexer サーバーに接続する際には、当法人が公開する API 仕様に基づくことが原則となるが、この際に、自社のサーバーを API 仕様に合わせて変換するために介在させるプログラムのことを API 変換プログラムと言う。API 変換プログラムは、会員の所有するサーバーに合わせて、自ら開発し、その運用を行うものとする。

第2章 会員

第5条 (会員)

本規約における会員とは、本規約に同意の上、当法人の活動内容に賛同のうえで、別に定める方法により会員参加の申込を行ったうえで、理事会の承認を得て、所定の年会費を支払った団体・法人をいう。

2. 暴力団、暴力団関係団体または、反社会的組織の入会は認められない。

第6条 (年会費)

会員は、入会時または当法人の事業年度に年会費を支払う義務を負うものとする。

2. 年会費の支払いについては、定款第7条及び、入会及び年会費に関する細則に定める通りとする。

3. 納入した年会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

第7条 (譲渡禁止)

会員は、その権利を第三者に譲渡できないものとする。

第8条 (変更の届出義務)

会員は、当法人に届け出た各種情報を常に虚偽なく最新の状態に更新するものとし、変更のある場合は速やかに所定の方法により当法人に届け出るものとする。

2. 前項の届出を怠ったため、会員に不利益を被った場合でも、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第9条 (退会)

会員が退会する場合は、定款に定める手続きにより、当法人に届け出るものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、定款第8条第2項に該当する場合、退会したものとする。

第3章 利用許諾

第10条 (提供内容)

当法人は、会員に対し、AC-IDの利用やAPI仕様を閲覧することを許諾するものとする。

第11条 (AC-IDの利用範囲)

当法人は、会員がアーティスト名からAC-IDを検索、またはその逆を行い、当該アーティストの情報やサービス等(以下、「アーティスト情報」という。)を外部Indexerサーバーまたは相手先サーバーから取得し、会員のwebサイトやアプリ等で表示を行うことを許諾する。

2. 第1項以外の利用は一切許諾しないものとする。

第12条 (API仕様の利用範囲)

当法人が、会員に対し公開したAPI仕様をもとに、情報提供・利用のための外部 Indexer サーバー及びAPI変換プログラムの開発を許諾する。

2. 会員は、外部 indexer サーバーとAPI変換プログラム間の通信に、当法人が提供するライセンスキーをAPI仕様に基づき利用する必要がある。

第13条 (外部 Indexer サーバーの運用)

外部 Indexer サーバーの運用の開始を希望する会員は、当法人と協議のうえで、当該運用に際しての運用ルールや使用料に関する取り決め設け、これを公にするものとする。

2. 情報利用者や情報提供者が、当該外部 Indexer サーバーを利用する際には、当該運用者との間で、上記取り決めに基づいた個別の契約を締結するものとする。

3. 当法人は、外部 Indexer サーバー運用者と、情報提供者あるいは情報利用者間の契約行為には関与しないが、透明性や公平性が担保されるように、外部 Indexer サーバー運用者への助言等を適宜行うものとする。

第14条 (ライセンスキーの発行)

当法人は、会員に対し、ライセンスキーを3つ発行する。

2. ライセンスキーが不足した場合、10万円/年(税別)で発行できるものと。発行に当たっては、発行したいライセンス数を当法人まで申し込みを行う。

3. 会員を退会した時、当法人の定款及び本規約に反した利用が認められたとき、ライセンスキーは予告なく無効となる。

第15条 (免責事項)

会員は、以下の項目により会員に生じた損害は、一切の保証をしないことを承諾する。

1. AC-IDの有無や正確性、信頼性、有用性

2. サーバーの保守点検、故障、その不測の事態等によりAC-IDの検索やアーティスト情報の利用を中断や中止したとき

第16条 (禁止事項)

会員は、以下については禁止されていることを承諾する。

1. AC-IDの一括取得

2. API仕様に定められた禁止事項

3. ライセンスキーの第三者への譲渡

4. その他当法人が定める規約、ルールで定めた禁止事項

第17条 （会員設備等の設置）

会員は、当法人の提供する AC-ID」や、API 仕様の利用にあたって必要な機器及びソフトウェアは自らの費用で設置するものとする。

第4章 その他

第18条 （実証実験中の本規約の扱い）

当法人と会員間において、AC-ID の普及拡大等の観点から、共同で実証実験を実施する場合がある。この際に締結する契約（以下、「実証実験覚書」という。）に規定がある場合には、当該実証実験の契約期間に限り、会員規約による会員であっても、実証実験覚書の内容が優先されるものとする。

第19条 （機密保持）

会員は本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後、当法人によって開示された、若しくは本規約の履行過程で取得した、当法人固有の技術上、営業上その他事業の情報（以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、これらの情報を本規約の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2 会員は、当法人から開示された秘密情報を、自己の従業員その他企業内の者（以下本条において「従業員等」という）に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示することができるものとする。なお、会員はその場合、当該従業員等に対して本規約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、従業員等の行為について全責任を負う。

3 当法人は会員の従業員等において前項の義務に違反する状態を覚知した場合、直ちに会員又は会員の従業員等に対して、当該違反状態を是正するために必要な措置を講じることを求めることができる。

第20条 （その他）

1. 本規約は、日本法において準拠して解釈されるものとする。
2. 本規約から生じる又は関連するいかなる訴訟または訴訟手続きについては東京地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とする。

（2019 年 8 月 1 日制定）